

奈労発基0317第5号
令和4年3月17日

各団体の長 殿

奈良労働局長
(公印省略)

令和4年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

職場における熱中症予防対策については、令和3年4月20日付け基発0420第3号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところです。また、平成29年からは「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各災防団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

昨年1年間の全国の職場における熱中症の発生状況（1月14日現在の速報値。別紙参照）を見ると、死亡を含む休業4日以上の死傷者547人、うち死者は20人となっています。業種別にみると、死傷者数については、建設業128件、製造業85件となっており、全体の約4割がこれら2つの業種で発生しています。また、死者数は、建設業、商業の順に多く、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、管理が適切になされておらず被災者の救急搬送が遅れた事例が含まれています。また、入職直後や夏季休暇明けで明らかに暑熱順化が不十分でないとみられる事例、WBGT値を実測せず、その結果としてWBGT基準値に応じた必要な措置が講じられていなかった事例等も見られています。

奈良労働局管内においては「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」が実施された平成29年以降、熱中症による死亡災害は、平成29年に1件あって以降、発生しておらず、休業4日以上の労働災害も平成30年の13件をピークに減少傾向にあり、昨年は最も少ない4件になっています。

しかし、熱中症は発症すると重篤な症状となるケースがあることから十分な対策が必要であり、また、6月までの本格的に暑くなる前からの対策が有効とされています。

つきましては、令和4年の本キャンペーンを、別添の令和4年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）のとおり実施します。

貴会におかれましても、キャンペーンの趣旨を踏まえ、会員事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行わ

れますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、事業場等への周知に当たっては、十分な新型コロナウイルス感染症予防対策を実施する等のご配慮をお願いいたします。